

# 軽自動車税の改正

## ～環境性能割が導入されます～

令和元年9月16日発行  
市民税課  
☎229-3129 FAX 229-3331

国の税制改正により、10月1日から軽自動車の税金が変更されます。

### 自動車取得税の廃止と軽自動車税「環境性能割」の導入

10月1日の消費税率10%への引き上げ時に、国の税制改正により、自動車取得税が廃止され、軽自動車税環境性能割が導入されます。

環境性能割は、新車・中古車を問わず、10月1日以後に取得価額が50万円を超える三輪以上の軽自動車を取得する時にかかる税金です。税率は、以下のとおり車の燃費基準に応じて決まっており、取得価額に税率をかけた金額が課税されます。なお、取得価額が50万円未

満の場合は、免税となります。

軽自動車税環境性能割は市の税金になりますが、当分の間、三重県が代行して賦課徴収を行いますので、申告や納税の方法は、これまでの自動車取得税と変わりません。



#### 軽自動車税環境性能割の税率

| 車種区分   | 税率                      |           |
|--|-------------------------|-----------|
|  | 自家用                     | 営業用       |
| 電気自動車・燃料電池自動車(電気を動力源とし内燃機関を有しないもの)・天然ガス自動車(平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減車) | 非課税                     | 非課税       |
| ガソリン車・ハイブリッド車<br>(平成30年排出ガス規制50%低減車または平成17年排出ガス規制75%低減車)                           | 平成32(令和2)年度燃費基準+10%以上達成 |           |
|  | 平成32(令和2)年度燃費基準達成       | 1.0% 0.5% |
|  | 平成27年度燃費基準+10%達成        | 2.0% 1.0% |
| 上記以外   | 2.0%                    | 2.0%      |

※燃費基準などは、今後2年ごとに見直し予定



### 軽自動車税「環境性能割」を臨時的に軽減

10月1日～来年9月30日に自家用の軽自動車(乗用車のみ)を取得する場合、以下のとおり軽自動車税環境性能割の税率1%分が軽減されます。

#### 軽自動車税環境性能割の税率

| 通常の税率 | 臨時的軽減後の税率<br>(10月1日～来年9月30日) |
|-------|------------------------------|
| 非課税   | 非課税                          |
| 1.0%  | 非課税                          |
| 2.0%  | 1.0%                         |